

総会資料 目次

議長の選任【承認】	1
議事録署名人選任【承認】	1
第1号 理事長選出の件【報告】	2
第2号 2014年度事業報告・決算報告の件【承認】	3
・ 成年後見事業	・ 自立支援事業
・ 第三者評価事業	・ 人権啓発事業
・ 事務局	・ 会計
第3号 会計監査【承認】	8
第4号 理事辞任・就任の件【承認】	9
第5号 定款変更の件【承認】	10
第6号 2015年度事業計画・予算の件【承認】	11
・ 成年後見事業	・ 自立支援事業
・ 第三者評価事業	・ 人権啓発事業
・ 10周年記念事業	・ 事務局
・ 会計	

以上

1. 議長の選任

根拠：定款

(議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

2. 議事録署名人の選任

根拠：定款

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議事録に署名押印しなければならない。

第 1 号議案	理事長選出の件	報告
---------	---------	----

前理事長である高橋昌彰理事より理事長を辞したい旨の連絡がありました。これを受けて理事会（2015年4月25日開催）で審議した結果、理事長の辞任を承認しました。

また、定款第12条第4項の定めにより新しい理事長に鴻巣十二子理事を選任しました。

<p>定款第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上 20名以内</p> <p>(2) 監事 1名以上 3名以内</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。</p> <p><u>3 理事及び監事は、総会において選任する。</u></p> <p><u>4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。</u></p> <p>5 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることに、なってはならない。</p> <p>6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。</p>
--

この理事会開催後に大阪法務局堺支部において、代表理事の変更登記を行いました。

第 2 号議案	2014 年度事業報告・決算報告の件	承認
---------	--------------------	----

成年後見事業

1. 被後見人の推移

2014 年度中に新たに 19 名の成年後見人等に就任しました。初めて保佐人に就任しました。また、資産を多く所有する 3 名に対して裁判所から後見制度支援信託の活用を打診され、現在司法書士が複数後見人に就任し手続きを進めています。

2. 親族および親族後見人への支援

親族後見人支援として成年後見人ファイルを作成しました。このファイルは申請や手続き等が発生する事項、保管義務が発生する事項等についてファイルにとじていくことで整理ができるものです。法人での被後見人ファイルもこのファイルに移行しました。

3. 対外的な活動

2014 年度は年度初めに事務所を移転したこともあり、十分な対外活動が実施できませんでした。特に説明会については金剛コロニー内で場所を確保はしていましたが、十分な時間を取ることができませんでした。一方、イベントへは積極的に参加しました。コロニーまつりをはじめ、堺市、富田林市、大阪狭山市、松原市での市民活動まつりや人権週間イベントに参加しました。

自立支援事業

1. 財産管理事業の推進

2014年3月をもって金剛コロニー入居者に対する金銭管理業務が終了し、その業務に変わる新たな業務の構築が急がれましたが、老人ホームを数棟運営する福祉団体への財産管理業務の実施が開始できました。その他、病院や地域包括支援センター等からも問い合わせをいただいています。業務を開始して以前の金銭管理と勝手が違う部分も多々あり、試行錯誤をしながら実施している状態です。

2. 財産管理事業の料金体系の見直し

以前から財産管理を行っている方に対しての料金体系が複数存在していました。それに加えて上記老人ホームでの料金体系が開始され複雑になっていました。そこで2015年9月をめどに料金体系の見直しを実施することになりました。

3. 財産管理に関する調査の実施

厚生労働省の助成金を獲得し、財産管理人未決定者の権利擁護に関する調査を実施しました。報告書はホームページに掲載しています。

第三者評価事業

1. 評価実績

4施設において評価を実施しました。

① 障害者支援施設 アテナ平和（阿倍野区）

8月21－22日（調査者3名）、2月末に府への報告完了

② 救護施設 平和寮（阿倍野区）

10月15－16日（調査者2名）2月末に府への報告完了

③ 支援センター さくら（大東市）

2月4－5日（調査者2名）、現在取りまとめ中で本年5月初旬府への報告完了予定

④ 障がい児支援施設 平和寮（阿倍野区）

3月4・10日（調査者2名）、現在取りまとめ中で本年5月末府への報告完了予定

2. 契約実績（27年度分）

① 障がい者支援多機能事業所 各駅停車（阿倍野区）

5月下旬評価実施予定（調査者2名）

3. 評価分野の拡大

従前、「障がい」「児童」「社会的養護」の3分野を標榜してきましたが、平成27年1月から、あらたに「その他」分野（救護施設・婦人保護施設など）を加えることとし、府の認証を得ました。

人権啓発事業

1. 高齢者サービス一元化事業の実施

福祉医療機構の助成金を獲得し、社会システムの構築にかかるモデル事業を実施しました。

事務局

1. 事務所の移転

2014年6月に法人事務所を堺市北区に移転しました。前事務所よりスペースは大きく減少しましたが、大阪家庭裁判所堺支部や大阪法務局堺支所等へのアクセスは大幅に向上しました。増えていく書類をいかに整理して保存していくかが課題となっています。

2. 認定NPO法人の申請

当初は年度初めの申請を予定していましたが、事務所移転に伴う登記が発生したため、申請が遅れました。2月に堺市に対して認定NPO法人の申請を行いました。

会計

第3号議案	会計監査の件	承認
-------	--------	----

第 4 号議案	理事辞任・就任の件	承認
----------------	------------------	-----------

本年は役員改選の年ではないため、原則として役員は継続となります。前号で理事長を辞任した高橋昌彰理事および永尾康元理事が理事を辞したい旨の連絡がありました。また、鴻巣十二子理事より新しくお二人の方の理事就任の推薦がありました。

本件について、理事会（2015年4月25日開催）において、総会の決議事項とすることを決議した（定款第12条第3項：2頁参照）。なお、新しく就任した場合でも、任期は2016年総会までとなります（定款第14条第2項）。

■新しく理事に推薦があった方

氏名	所属等
井上 道雄氏	すくよかを育てる会 会長
水場 俊夫氏	くすのき寮互助会 委員長

■総会前後の役員

役職	氏名	総会前		総会后	備考（総会后）
理事	鴻巣 十二子	○	継続	○	理事長
理事	白土 隆司	○	継続	○	
理事	西村 英八郎	○	継続	○	
理事	小林 英子	○	継続	○	
理事	北中 大輔	○	継続	○	副理事長
理事	高橋 昌彰	○	退任		
理事	永尾 康元	○	退任		
理事	井上 道雄		新任	○	
理事	水場 敏夫		新任	○	
監事	坂浦 眞津男	○	継続	○	

定款第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第5号議案	定款変更の件	承認
-------	--------	----

前回の総会（2014年月日開催）において、評議員および評議員会の設置を決議しました。しかし、根拠となるものがなく実際の活動も実施できない状況となっていました。そこで、定款に明記することで根拠を明確にし、実行力のある形に改めます。

第6章 評議員および評議員会

（評議員）

第37条 この法人には、評議員を置く。

- 2 評議員は、3名以上10名以内を選任し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員には、第14条、第15条および第16条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

（評議員会）

第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 議事録には、議長および出席した評議員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

※上記条項を追加するにあたって、以降の条項番号が変更となります

第 6 号議案	事業計画・予算の件	承認
---------	-----------	----

成年後見事業

1. 20 名の後見人受任を目指します

前年度に 19 名の後見人受任を実施したことを受けて、今年度は 20 名の受任を目指します。具体的には金剛コロニー入所者に対する後見人受任を強化します。説明会の実施やコロニーまつり等でのアピール等を積極的に実施します。

2. 親族後見人への支援を強化します

前年度に作成したファイルをより使いやすいものに改良します。改良にあたって年賀寄附金助成金を活用します。

3. 被後見人の死後事務を整理します

親族がない単身の被後見人の死後事務（死去に伴う手続き）についてマニュアル化して迅速に対応できるようにします。

自立支援事業

1. 財産管理業務体制の構築

リスクを軽減して実施できる体制を今夏までに整えます。その状況を見て、事業を拡大していくのか、縮小していくのかを判断します。

2. 新たな事業の確立

財産管理事業以外に権利擁護に係る事業の開発を模索します。

第三者評価事業

平成 27 年度においても、昨年度と同様に評価事業を継続実施します。前年度実績に準じた評価実施を目標に、各種事業所に働きかけていきます。また、昨年度には出席の機会を逸していた「評価機関連絡会」（年 3-4 回）には、今年度は毎回出席するよう努力し情報の収集・交換に努めます。

1. 評価実施（確定分）

① 障がい者支援多機能事業所 各駅停車（阿倍野区）

5月下旬（調査者2名）

2. 社会的養護調査評価員継続研修

来年度から評価基準項目の改訂が行われたため、評価調査員に対する講習会が開催[大阪は 4 月 27 日(月)・28 日(火)]された。受講要件の制約のため、1 名のみ受講。

人権啓発事業

本年度は特に事業実施を予定していません。

事務局

1. 10周年記念事業

2005年2月に法人が設立して今年で10周年を迎えます。これを記念した事業を実施します。具体的な内容については、理事、評議員、会員、外部関係者等で10周年記念事業実行委員会を立ち上げて議論します。秋をめどに具体的な事業を実施します。内容の1つとして、法人の長期計画の策定を行います。

2. 認定NPO法人の獲得

昨年度に申請した認定NPO法人の手続きを市役所と調整して行い、獲得できるように働きかけます。

3. 情報発信の強化

機関紙の定期発行、ホームページの随時更新、フェイスブックの開設等法人や成年後見制度の啓発に努めます。

2015年度特定非営利活動に係る活動予算書

2015年4月1日～2016年3月31日

(単位：円)

科目	金額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員費	360,000		
賛助会員費	600,000	960,000	
2. 事業収益			
成年後見事業	12,000,000		
自立支援事業	1,950,000		
第三者評価事業	864,000		
人権啓発事業	0	14,814,000	
3. 受取寄付金	30,000	30,000	
4. 受取助成金等	1,500,000	1,500,000	
5. その他収益	0	0	
経常収益計(A)			17,304,000
II. 経常費用			
1. 事業費			
人件費	9,274,618		
その他経費	2,422,219		
事業費計		11,696,837	
2. 管理費			
人件費	3,091,539		
その他経費	734,073		
管理費計		3,825,612	
経常費用計(B)			15,522,449
当期正味財産増減額(C=A-B)			1,781,551
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

